

「テナポ 110 番なんでも保証パック」サービス利用規約

「テナポ 110 番なんでも保証パック」（以下「本サービス」といいます。）は、NUWORKS 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するサービスです。

第 1 条(定義)

本規約における用語を次のとおり定義します。

- (1)「利用者」とは、本サービスを利用する者をいいます。
- (2)「サービス対象物件」とは、利用者が本サービスの提供を受ける店舗として入会申込時に指定した店舗をいいます。サービス対象物件は、自己保有、賃貸を問いません。
- (3)「引受保険会社」とは、本サービスにおける動産総合保険契約に基づき保険金を支払う会社をいいます。なお、現在の引受保険会社は、さくら損害保険株式会社です。
- (4)「本サービスの利用契約」とは、本規約に基づき、当社から本サービスの提供を受けるために当社と利用者との間で締結される契約をいいます。
- (5)「消費税等相当額」とは、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

第 2 条(本サービス)

本サービスは、テナポ 110 番、なんでも保証からなるものとします。

第 3 条(本規約)

利用者は、本規約に従って本サービスを利用するものとし、本規約を遵守するものとします。

第 4 条(利用条件)

本サービスの利用者は、法人のみとします。

第 5 条(利用契約の成立)

- 1. 本サービスの利用契約は、本サービスの利用を希望する者が本規約に同意のうえ、当社が別途定める手続に従って本サービスへ申込みを行い、当社が当該申込みを承諾した時点（以下「契約成立日」といいます。）をもって成立するものとします。
- 2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が個人である場合。
 - (2) 申込者が本サービスの利用料金、当社が提供する他のサービスの利用料金又は費用等（以下「利用料金等」といいます。）の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合。

(3)過去に当社が提供する他のサービスの利用料金等の支払いを遅延し、または支払いをしなかった場合。

(4)その他当社が適当でないと合理的に判断する場合。

第6条(本サービスの利用期間)

本サービスの利用期間は、当社が本サービスの利用開始日として通知した日(以下「利用開始日」といいます。)から本サービスの利用契約が終了する日までとします。

第7条(登録情報の変更)

1. 利用者は、当社に届け出ている住所または連絡先等に変更があるときは、当社所定の方法により、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 当社は、前項の届出があったときは、利用者に対し、当該届出内容の事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
3. 当社は、利用者が第1項の届出を怠ったことによって利用者に生じた損害については、一切責任を負いません。

第8条(利用料金)

1. 利用者は、本サービスの月額の基本利用料金(以下「月額利用料金」といいます。)として、当社が別途定める金額および消費税等相当額を、当社が別途定める方法にて支払うものとします。
2. 月額利用料金は、月毎に定められるものとし、利用開始日の属する月の翌月から発生するものとします。なお、利用開始日が、当該月の中途であった場合でも、当該月における月額利用料金の日割計算は行わないものとします。
3. 当社は、利用者に対して、代金回収業者を通じて月額利用料金を請求することができるものとします。
4. 利用者は、月額利用料金の支払いを遅延したときは、遅延した金額について支払期日の翌日から支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第9条(本サービス・規約の変更)

1. 当社は、利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本サービスの内容を変更することができるものとします。
2. 当社は、利用者の事前の承諾を得ることなく、民法等法令の規定に則って、本規約の内容を変更することができるものとします。
3. 当社は、前2項に基づき本規約又は本サービスの内容を変更した場合、変更後の本規約又は本サービスの内容を利用者に当社が指定する方法により通知するものとします。

4. 本規約又は本サービスの内容が変更された場合、変更後の本規約及び本サービスの内容が適用されるものとします。
5. 当社は、利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本サービスの一部又は全部を変更又は廃止することができるものとします。

第 10 条 (解約)

利用者が、本サービスの解約を行う場合、利用者は当社に対し、前月末日までに当社に本サービスを解約する旨を連絡することにより、本サービスの解約を行うことができるものとします。

第 11 条 (契約期間)

本サービスの利用契約期間は、当社が指定する申込書に定める通りとし、契約期間満了日までに解約の手続きが取られなかった場合、同一条件で自動的に 1 カ月間更新されるものとし、以後も同様とします。

第 12 条 (解除)

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに本サービスの利用契約を将来に向かって解除することができるものとします。
 - (1) 本サービスの利用契約締結の際、利用者が、申込書(当社に本サービスの利用契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合はこれらの書類を含みます。)の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合。
 - (2) 利用者が本規約に違反した場合。
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の各申立てもしくは特別清算開始の申立てがあった場合
2. 前項の解除日が当該月の中途であった場合でも、当該月における月額利用料金の日割計算は行わないものとします。

第 13 条 (第三者への委託)

1. 当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。
2. 当社は、本サービスの提供に必要な範囲で、利用者の個人情報の取り扱いを第三者に委託することがあります。この場合において、利用者は、委託先が本サービスの提供に必要な範囲で、利用者の個人情報を取り扱うことについて、あらかじめ同意するものとします。

第 14 条 (譲渡禁止)

利用者は、取得した権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することはできません。

第 15 条（個人情報の収集・保有・利用について）

1. 当社は、利用者の個人情報の取り扱いについて以下のとおりとします。

（１）当社は、本サービスの申込み又は利用等を通して知り得た会員の個人情報（以下「個人情報」という）について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって適正に管理します。

（２）利用者は、当社が以下の利用者等の個人情報を所定の方法で取得し、利用することに同意します。

本サービス開始日、利用者の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所。

（３）利用者は、当社が本サービス申込及び本サービス入会後のサービスの提供（会員相互間のトラブルに関する場合も含む）にあたり、以下の利用者の個人情報を、専門相談員、協力会社その他当社が必要と判断する者に提供することをあらかじめ同意するものとします。本サービス開始日、利用者の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所。

（４）利用者は、当社が次の場合において個人情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。

- ① 本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発、若しくは改善等に役だてるための各種アンケートの実施
- ② 本サービスの業務遂行にあたり当社は第三者に業務を委託する場合があります、この場合業務遂行に必要な範囲で、当該委託先、提携先及びサービス提供会社（以下「提供会社」という）への利用者等の個人情報の提供
- ③ 個人又は公共の安全を守るために緊急に開示の必要性があると当社が判断したとき
- ④ 本サービスの運営維持のため、若しくは当社の権利又は財産保護等に必要不可欠と判断したとき
- ⑤ 申込承認作業及び本サービスの提供ならびに問合せ対応のため
- ⑥ 本サービスに関する情報を通知するため
- ⑦ 当社及び提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため
- ⑧ 本サービスの本来的・付随的な機能・サービス等の提供又は会員の依頼に基づきサービス提供のため、提供会社との間で取次ぎをする場合
- ⑨ その他、当社が利用者のために必要と適正理由によって判断したとき。

（５）当社は、利用者又はその代理人から、利用者の個人上の利用目的の通知を求められた場合、又は利用者の個人情報の利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社の定める所定の手続きに従ってこれに応じることとします。

(6) 当社への個人情報の提供は任意によるものですが、当社が必要と判断する個人情報を提出いただけない場合、当社が提供するサービスをご利用いただけない場合があります。

(7) 利用者より提供があり当社が取得した個人情報は、会員の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。但し、警察署や裁判所などの公的機関からの法令に基づく開示請求があった場合は除きます。

第 16 条(反社会的勢力の排除)

1. 利用者は、当社に対し、本サービスの利用契約の締結時点において、自己、自己の役員及び従業員が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ本サービスの利用期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」といいます。)第 2 条第 2 号に定義される暴力団、暴対法第 2 条第 6 号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者およびその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人をいいます。
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを、当社に対し、保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて他方当事者の信用を棄損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、利用者が前 2 項の表明・保証に違反した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、本サービスの利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
4. 当社が、前項の規定に基づき本サービスの利用契約の全部または一部を解除したことに起因して利用者に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。
5. 利用者は、本条第 3 項に定めるいずれかの場合に該当したときは、当社の請求により、利用者に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとします。

第 17 条(免責)

1. 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配す

ることのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。

2. 当社は、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本サービスの利用により生じた結果に対する一切の責任は利用者が負うものとします。
3. 利用者等が本規約に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

第 18 条（責任の制限）

1. 本サービスの提供に関し、当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合には、利用者から受領する月額利用料金を上限とし、当社はこれを賠償するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、いかなる場合においても当社は、本サービスの提供に関し、以下に定める利用者に生じた損害については一切責任を負いません。
 - (1) 当社の責めに帰することができない事由から生じた損害
 - (2) 当社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害
 - (3) 逸失利益（情報の消失、毀損等による損害を含む。）
3. 当社の故意又は重大な過失により利用者に損害が生じた場合には、前 2 項の規定は適用しません。ただし、利用者が法人および個人事業主の場合にはこの限りではありません。

第 19 条（合意管轄）

本規約又は本サービスに関連して訴訟が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条（信義誠実の原則）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、本サービス利用者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

【店舗/事業所向けのトラブル支援サービス（テンポ 110 番）】

第 1 条（目的）

本サービスに係る加入者（以下「会員」という）を対象として、クレームや誹謗中傷等のお客様との問題に対して、その初期対応のアドバイスや解決のために必要な手続きの案内、専門家、行政機関、専門相談窓口の紹介など、会員に対し情報を提供し、会員のトラブル解決のサポートをするものとします。

第2条（専門相談員）

本サービスの専門相談員は、警察OBを中心に、クレームや誹謗中傷に精通し、当社が専門相談員として、ふさわしい能力を有していると判断し、指定した相談員によってなされるものとします。

第3条（利用資格）

本サービスは、会員及びサービス対象者に限り、利用できるものとします。

第4条（利用方法）

会員は、会員規約等に記載された内容等に従って、自らの責任と負担により、本サービスを利用するものとします。ご利用・受付時間は、平日の午前10時～午後6時30分まで（土、日、祝、年末年始を除く）とします。

第5条（サービス内容）

1. 会員から専用ダイヤル、又は、面接相談で、相談・問い合わせのあった店舗被害に関する相談につき、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行なうものとします。

- （1）トラブル解決のために必要な措置等の案内、注意点その他初期対応のアドバイス。
- （2）警察署、行政機関等の専門相談窓口、専門家の紹介
- （3）その他トラブル解決のサポートのために必要な情報

2. 本サービスは、法律家によって行なわれる法的相談ではなく、一般的なアドバイスを行なうものであり、何らかの法律事務を提供するものではありません。また、専門相談員が会員に代わって、相手方に電話連絡、文書送付、面談その他の交渉等を行うことは一切ありません。

3. 本サービスは、店舗/事業所トラブルに関する相談であり、下記の事項についての相談は対象外とします。電話相談中、サービス対象外の事項と当社相談員が判断した場合には、相談を中止する場合があります。

- （1）店舗/事業所トラブル解決支援を対象としない日常トラブルの相談
- （2）法令や社会通念に反する事項
- （3）その他、情報提供が著しく困難と認められる事項
- （4）その他、当社が対象外と判断した事項

第6条（相談、相談回数による提供等）

1. 会員は、店舗トラブル相談サービスを受けるために、本相談ダイヤルを無料にて利用できます。

2. 会員は、本サービスの有効期間内において、年間3回まで、本相談ダイヤルを利用して、

相談・問合せを行なうことができます。

3. 会員が、電話相談ではなく、個別の面接相談をご希望のときは、1回につき 5,000 円（消費税別途）の相談料がかかり、当社指定の相談場所において、相談を実施するものとします。

当社 5. テンポ 110 番 相談窓口

NUWORKS 株式会社

電話番号 0120-993-355

（平日 10:00～18:30※土日祝日を除く）

（問合せアドレス：Backyard@nuworks.co.jp）

第7条（免責）

店舗/事業所向けのトラブル解決支援サービスから提供した情報、アドバイス等は、会員がトラブルを解決するための一手段であり、会員に強制するものではなく、あくまで、その利用については、会員本人の責任と判断において行なうものとします。当社は、本サービスからの情報、アドバイス等を利用した結果、あるいはこれを利用できなかったことにより、会員又は第三者に何らかの損害が発生したとしても、損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。

第8条（再委託）

当社は、本サービスに関する業務を任意の第三者に委託できるものとし、当該委託に必要な範囲で、会員に関する情報を当該第三者に開示できるものとします。

【なんでも保証】

なんでも保証は、データ復旧サービス、通信端末修理費用保険からなるものとします。

第1条（データ復旧サービス）

データ復旧サービスとは、当社が AOS データ復旧サービスセンターより提供を受け、利用者へ提供するサービスです。

第2条（データ復旧サービスの内容）

データ復旧サービスは、利用者のパソコン（他にスマートフォン、外付けハードディスクなど）のデータに障害が発生した場合に、当社が費用の全部または一部を負担することにより、データ復旧サービスをご提供するサービスです。

第3条（対象製品）

データ復旧サービスは、ご契約された利用者がサービス対象物件にて所有するパソコン・ス

スマートフォンなどの端末を対象とします。

対象機器は、パソコン、外付け HDD、タブレット、デジタルカメラ、ビデオカメラ、スマートフォン、携帯電話、SD、microSD、USB メモリなどとなります。

対象外機器は、サーバー、ワークステーション、NAS、TV 番組録画用 HDD、ゲーム機、音楽プレーヤーなどとなります。

第 4 条（データ障害の種類）

データ復旧サービスの対象となるデータ障害は以下のとおりです。

1. 論理障害

データ障害のうち、データを管理するファイルシステムの破損や、削除によるデータの喪失などのデータ障害をいいます。ただし iOS の場合は初期化や削除などの誤操作による障害を除きます。

2. 物理障害

データ障害のうち、記憶媒体（ハードディスクや半導体メモリなど）自体に、機械的または電氣的な障害が発生したものをいいます。

第 5 条（データ復旧サービスの提供）

1. データ復旧サービスの依頼先は、AOS データ復旧サービスセンターのみとします。
2. データ復旧サービスは、論理障害もしくは物理障害につき年 2 回まで無償でご利用いただけます。
3. データ復旧サービスをご利用の際に発生する送料については、それぞれ送付する側の負担とします。
4. 本サービスの提供場所は、日本国内とします。

第 6 条（データ復旧サービスの品質）

当社は、データ復旧サービスの提供にあたり、その保有設備、技術および人員にて最大限の努力を行いますが、データの完全な復旧を保証するものではなく、最善努力の結果復旧の不可能なものについてはその責を負いません。

第 7 条（サービス保証期間）

当社は、以下のサービス保証期間内に対象製品について申込みを行ったお客様に対して、データ復旧サービスを提供します。

- ①開始日：本サービスの契約開始日から 30 日を経過した日
- ②終了日：対象製品の期間満了日

第 8 条（データ復旧サービスの利用方法）

データ復旧サービスの利用方法は以下のとおりです。

1. データ復旧サービスのお申込みの際には、「データ復旧対応依頼書（連絡票）」を下記までお送りください。

データ復旧窓口：data-recovery@sales-p.co.jp

2. データ復旧サービスのご利用は、本利用規約に基づき行うものとします。
3. データ復旧作業が完了した対象製品は、原則として、連絡票にお客様が記載いただいた連絡先まで送付元の送料負担にてお届けします。

第9条（データ復旧期間）

お客様が発送された対象製品が AOS データ復旧サービスセンターに到達してから、データ復旧作業完了後の発送まで、原則として7営業日に対応します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、7営業日以上の日数を要する場合がありますので、予めご了承下さい。

- ①論理障害において、障害の程度が重い場合
- ②物理障害の場合
- ③お客様の都合により、データ復旧作業完了後の対象製品の返却日の日程変更等が生じた場合
- ④天災地変、戦争、暴動、内乱、輸送機関の事故、労働争議その他不可抗力の事由が生じた場合
- ⑤コンピュータウィルス、スパイウェア等による大規模障害、特定製品の不具合等に起因する大規模障害など、④以外の事由により復旧依頼が急激に増加した場合

第10条（データ復旧サービスを受ける際の注意点）

データ復旧サービスをご利用頂くには、次に掲げる制限事項、確認事項を事前によくお読みの上、お申し込み下さい。

1. データ復旧サービスの内容およびサービスレベルは、AOS データ復旧サービスセンターにより有償で提供されているものと同等です。
2. データ復旧サービスは、データの復旧を保証するものではありません。データは、修復箇所の状態により復旧できない場合があることをあらかじめご了承ください。
3. データ復旧サービスをご利用いただく際に、個人情報保護法の規定に基づき、ご依頼者をご契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。
4. 著作権にかかわるデータ（音楽データ、映像関連データ等）については、データ復旧サービスの申込みをもってお客様がその利用に関する正当な権利を有していることを保証したものとみなします。
5. データ復旧作業の際には、装置から記憶媒体（ハードディスクや半導体メモリなど）を取り出すために解体する場合がありますが、その場合メーカーによる保証を受けられなくなることがあります。

6. 記憶媒体（ハードディスクや半導体メモリなど）に物理的な障害がある場合は、記録媒体の開封または取り外しを行う場合があります。
- その場合は、本来の装置としての機能が消失することをご了承ください。
7. 復旧データは、2TB までは無償でデータ容量に応じた記憶媒体に記録して納品します。なお、2TB を超えるデータ復旧をご希望される場合、復旧費用は無償ですが媒体の費用のみ利用者にご負担いただきます。
8. データ復旧作業は、AOS データ復旧サービスセンターにおいて初期調査を行ったうえで、利用者に対して障害の内容（論理ないし物理）・程度、データ復旧の可否および納品用媒体などの料金の見積もりを報告した後、利用者にご了承頂いた場合に実施します。なお、初期調査結果の報告書を受け取った後にデータ復旧サービスをキャンセルされた場合にも、無料のデータ復旧サービスを1回利用したものとカウントさせていただきます。
9. データ復旧サービスの内容は記憶媒体（ハードディスクや半導体メモリなど）の復旧であり、装置本体の修理は含みません。装置本体修理のご依頼については、メーカー様のサポートセンターへお問い合わせください。

第 11 条（適用除外サービス）

次に掲げるサービスについては、本サービスの対象外といたします。

- ①不具合原因の調査・解析、装置の修理および OS の復旧
- ②対象製品の原状回復（データ喪失前または障害発生前の状態に戻すこと）
- ③iPhone4S 以降の削除データの復旧
- ④パソコンの OS、アプリケーション、システム情報の復旧
- ⑤破損しているデータの修復および復旧
- ⑥デジタル放送の録画データの復旧
- ⑦暗号化されたデータの復旧
- ⑧家庭用ゲーム機や携帯型ゲーム機などのデータの復旧
- ⑨データ消去装置またはデータ消去ソフトで消去したデータの復旧
- ⑩内蔵、外付けを問わず、お客様が自ら増設された記憶装置内のデータの復旧
- ⑪クラウド等対象製品以外の場所に保存されているデータの復旧
- ⑫日本語及び英語以外が使用言語のデータの復旧
- ⑬日本国外へのサービスの提供
- ⑭アカウント情報の復旧
- ⑮対象製品の廃棄
- ⑯その他、AOS データ復旧サービスセンターで実施していないサービス全般

第 12 条（個人情報の取り扱い）

データ復旧サービスにおける個人情報の取り扱いについては、「AOS データ株式会社 プラ

イバシーポリシー」(<http://www.aosdata.co.jp/privacy-policy/>) の記載に準ずるものとします。

第13条（免責事項）

データ復旧サービス提供における当社の責任範囲は以下のとおりといたします。

1. 当社は、データ復旧サービスの提供に起因して発生したデータの喪失、データの機能性の喪失、ソフトウェアの喪失、使用不能、それらから引き起こされる間接的損害、特別損害、偶発的損害、および逸失利益についての責任を負いません。また、対象機器内の全てのソフトウェアとデータファイルのバックアップは利用者の責任で行うものとします。
2. データ復旧サービス提供に伴う当社の責任範囲内で利用者が損害を被った場合は、利用者は直接かつ現実に生じた損害につき当社に対して賠償を請求できるものとします。ただし、その額は本サービスの対価としてお客様が支払った額を超えないものとします。
3. 月額版以外（1年版など）をご購入の場合、途中解約はできず、払戻金もありません。
4. 本サービスお申込み前に発生したデータ障害については、復旧対象外とします。

第14条（サービス利用の停止）

当社は、利用者が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、事前に利用者に連絡することなく直ちに本サービスの利用を停止できるものとします。

- ①データ復旧サービス受付時の利用者情報に虚偽が発覚した場合
- ②利用者が本規約のいずれかに違反した場合
- ③利用者が法令に反する行為を行った場合
- ④利用者が対象製品を第三者に譲渡した場合
- ⑤利用者もしくは第三者が対象製品に不当な改造またはメーカー保証対象外となる改造を施した場合

【通信端末修理費用保険特典】

第1条（通信端末修理費用保険特典）

通信端末修理費用保険特典（以下「保険サービス」といいます。）とは、以下の表に記載された無線通信機能を内蔵した通信端末（以下「対象端末」といいます。）の破損・水濡れ等により生じた損害に関して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を株式会社セールスパートナー、被保険者を利用者とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典をいいます。

第2条（対象端末・保険の対象）

1. 本サービスに付随した無線通信機器はサービス対象物件にて利用されているもののうち、以下の表の種別、かつ、以下の条件を満たすものを、対象端末とします。
 - ① 本サービス利用契約開始日を起算日としてメーカー発売日から5年以内の製品であるか、または、メーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、本サービス利用契約開始日を起算日として1年前より後に購入されたことが証明できる端末とします。
 - ② 本サービス利用契約時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末。
 - ③ 被保険者の所有する端末。ただし会員が法人の場合、その代表者が所有し、業務で使用する端末を含みます。
 - ④ 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末。
 - ⑤ 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末。
2. 対象端末は、以下の表に記載される種別に限られます。
3. 以下のものは、対象端末から除かれます。
 - ①第2条第1項①の対象期間経過後の端末。
 - ②対象端末の周辺機器・付属品・消耗品（ACアダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・コントローラー・外付けモニター・バッテリー・外部記録媒体等）。
 - ③対象端末内のソフトウェア。
 - ④レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
 - ⑤過去に当該対象端末のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、加工・改造・過度な装飾がされた端末。
 - ⑥第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。
 - ⑦日本国外のみで販売されている端末。
 - ⑧本サービス以外の保険、または保証サービス（延長保証サービス等を含みます）等を用いて修理費用のすべてが填補されたか又は交換が可能な端末。

第3条（補償期間）

被保険者は、本サービスの利用契約開始日の翌月1日より本サービス契約期間中、通信端末修理費用保険を利用できるものとします。なお、本特典を利用できる期間の前日以前、または本サービスの提供終了日の属する月の翌月以降に対象端末に生じた損害に対しては本特典の適用はありません。

第4条（保険金額）

引受保険会社は、被保険者に以下「5. 補償の範囲」の記載に応じて、対象端末に損害（修理費用・交換費用をいいます。）が生じた場合に、1被保険者あたり1年（起算日は本サービスの利用契約開始日の翌月1日とします。）につき下記記載の金額を上限として、被保険者が被った実損金額を通信端末修理費用保険金としてお支払いします。但し、除外事項に該

当する場合、保険金はお支払しないものとします。

対象端末の種別	
スマートフォン	ノートパソコン
フィーチャーフォン（ガラホを含みます。）	モバイルルーター
タブレット端末（タブレット PC を含みます。）	デスクトップパソコン
セキュリティカメラ（屋内・専有部分内に設置されている場合に限りします。）	

第 5 条（補償の範囲・保険金が支払われる場合と支払われない場合）

対象端末	保険金額（※1）	ご利用上限回数	免責金額
スマートフォン	修理可能：最大 10 万円 （※2） 修理不能：最大 2 万 5 千円 （※3）	保険金の支払回 数は制限なし （※4）	3 千円 （※5）
フィーチャーフォン（ガラホ を含みます。）			
タブレット端末（タブレット PC を含みます。）			
ノートパソコン			
モバイルルーター			
デスクトップパソコン			
セキュリティカメラ（屋内・専 有部分内に設置されている場 合に限りします。）			

※1 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況を指します。また、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理が不可能な状況（盗難を含む）で、被保険者が別途対象端末の同等価格の機器を購入した状況を指します。なお、対象端末機器がメーカー保証、通信事業者による補償制度等により、本特典で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。

※2 対象端末のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。なお、修理により同等品を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。

※3 修理不能の場合は再購入価格の 25%の金額に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。

※4 一被保険者に対して支払われる保険金の上限額は、1 年間（起算日は本サービスの利用契約開始日の翌月 1 日）につき 10 万円です。また、本サービスの利用契約開始日の翌月 1 日より 1 年間の間に端末数、支払回数は同一端末か異なる端末であるかを問わず、制限なしとします。なお同一事故による求償は 1 度きりとします。

※5 保険の対象に生じた損害の額が 1 回の事故につき、免責金額（3 千円）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ、保険金をお支払いします。ただし、1 回の事故によって生じた損害の額が、保険金額に相当する額以上となった場合は、保険金の支払額を算出するにあたって、免責金額を適用しません。

【提出必要書類】

区分	提出必要書類
「修理可能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの ③ 損害状況・損害品の写真 ④ メーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑）
「修理不能」 の場合	③ 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不能であることを証明できるもの ③ 修理不能となった対象端末の購入時の金額が確認できる領収証や帳票 ④ 新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの（※6） ⑤ 損害状況・損害品の写真 ⑥ 盗難届受理証明（盗難の場合のみ）

※6 事故が起きた対象端末の購入証明書が提出できない場合には提出が必要となります。

なお、下記の除外事項に該当する場合は保険金の支払いを受けることができません。

【保険金が支払われない場合】

「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。

- (1) 被保険者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 被保険者と同居するもの、被保険者の親族、被保険者の法定代理人、被保険者の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- (4) 洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
- (5) 台風・旋風・暴風等の風災による損害
- (6) 引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合

- (7) 被保険者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
- (9) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (10) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (11) 本サービス利用契約開始日の翌月 1 日前に被保険者に生じた、お支払要件に定める損害
- (12) 本サービスの利用契約が終了した日の属する月の翌月以降に被保険者に生じた、お支払要件に定める損害
- (13) 対象端末機器が、日本国内で販売されたメーカー（日本国外メーカーを含みます。）純正品以外の通信端末機器および技適マーク・PSE マークを取得していない通信端末機器の場合
- (14) 対象端末を被保険者が被保険者以外の親族・知人等の個人から、またはオークション・フリーマーケット等から購入・譲受した場合
- (15) 対象端末が、被保険者以外の者が購入した端末であった場合
- (16) 対象端末が、被保険者以外の者が使用する端末であった場合
- (17) 付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・周辺機器等の、故障、破損、または交換の場合
- (18) ご購入から 1 年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含む）
- (19) 対象端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由
- (20) すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、対象端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷
- (21) 対象端末を、加工または改造した場合
- (22) 対象端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による場合
- (23) 対象端末にかかった、修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する送料、端末機器の送料および費用支払時の事務費用等）
- (24) 詐欺、横領によって生じた損害
- (25) 自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害
- (26) ソフトウェアの瑕疵または障害による損害
- (27) 紛失・置き忘れおよびその間に生じた損害
- (28) 日本国外で発生した事故による損害

以上

制定：2024 年 11 月 21 日

改定：2025 年 4 月 1 日